

デイサービスセンター大井シクラメン 重要事項説明書

通所介護(介護予防通所介護)サービスの提供に関し、社会福祉法人敬愛会デイサービスセンター大井シクラメンがあなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 法人の概要

法人名	社会福祉法人 敬愛会
代表者氏名	理事長 花田 美晴
法人所在地	岐阜県中津川市阿木2811番地の1
電話番号・FAX	電話 0573-63-3232 FAX 0573-63-3233

2 事業所の概要

(1) 事業所の主要項目

事業所の名称	デイサービスセンター大井シクラメン デイサービスセンター飯地シクラメン(サテライト事業所)
事業の種類	指定通所介護事業 (平成16年7月1日指定 岐阜県第 2171700194号) 指定介護予防通所介護事業 (平成18年4月1日指定 岐阜県第 2171700914号) 介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業 (平成27年4月1日 中津川市) (平成28年3月1日 恵那市)
所在地	・岐阜県恵那市大井町神徳1002-3(大井シクラメン) ・岐阜県恵那市飯地町字中下165番地8(飯地シクラメン)
センター長	井上 克志
電話番号・FAX	・大井シクラメン 電話 0573-20-0533 FAX 0573-20-0534 ・飯地シクラメン 電話 090-6807-9706
事業の実施地域	岐阜県恵那市内 / 岐阜県中津川市内
利用定員	25名 (飯地シクラメン定員10名)

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護を提供することにより、要介護状態又は要支援状態の維持・改善を目的とします。
運営方針	ケアプランに沿って、送迎、食事の提供、入浴介助、機能訓練(日常生活訓練)その他必要な介護等を行います。

(3) 事業所の営業日及び営業時間

a. 大井拠点

営業日	年中無休(但し、年末年始の休業日は別途取り決め告知します。)
通常の営業時間	9:00~16:10
開館時間	7:30~19:30 (ご家族が送迎した場合の受入可能時間)

b. 飯地サテライト

営業日	火・木・土曜日(但し、年末年始の休業日は別途取り決め告知します。)
通常の営業時間	9:00~16:10
開館時間	8:15~17:00 (ご家族が送迎した場合の受入可能時間)

(4) 事業所の職員体制

職 種	職員人数		勤 務 体 制		
管理者	常勤兼務	1名	勤務時間	日勤	8:15~17:00
主任	常勤兼務	1名		遅番	10:45~19:30
事務員	非常勤専従	1名			

看護職員	常勤兼務	1名	勤務時間 日勤 8:15~17:00 遅番 10:45~19:30
	非常勤兼務	2名	
生活相談員	常勤専従	1名	
	常勤兼務	2名	
介護職員	常勤専従	5名	
	常勤兼務	4名	
	非常勤専従	9名	
機能訓練指導員	常勤専従	1名	
	常勤兼務	1名	
	非常勤兼務	1名	

3 施設の概要

(1) 大井拠点

a. 建物

敷地面積	自己所有地 1047.71 m ² (併設するショートステイ大井シクラメンを含む)		
建物	構造	鉄筋コンクリート2階建[耐火構造](")	
	延べ床面積	572.59 m ²	

b. 主な設備

設備の種類	数	面積	1人あたりの面積
食堂兼多目的ホール等	3カ所	85.27 m ²	3.41 m ²
一般浴室	1室	9.60 m ²	
機械浴室	特殊浴槽1台	30.6 m ²	

(2) 飯地サテライト

a. 建物

敷地面積	借地 506 m ²		
建物	構造	木造平屋[非耐火構造]	
	延べ床面積	104.32 m ²	

b. 主な設備

設備の種類	数	面積	1人あたりの面積
食堂及び機能訓練室	3カ所	34.25 m ²	3.43 m ²
一般浴室	1室	3.73 m ²	

4 提供するサービスの内容について

種類	内容
食事	栄養士管理による、利用者に適した食事を提供します。また、身体状況に配慮し、必要に応じて介助を行いません。
入浴	見守りや直接介護により、入浴を提供します。寝たきり等の方は、特殊浴槽での入浴が可能です。
排泄	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行なうと共に、排泄の自立についても適切な援助を行いません。
個別機能訓練 (運動器機能向上)	機能訓練指導員による利用者の状況に適合した機能訓練を行い、日常生活動作の維持及び低下の防止に努めます。
口腔機能向上	口腔機能の減退を早期に予防し、おいしく楽しく安全な食生活を営めるよう援助します。また、口腔衛生状態の改善を図ります。
生活相談など	利用者の生活面での相談や援助等を行いません。また、関係機関等と連絡調整し生活の向上を目指します。
健康チェック	血圧測定等利用者の全身状態の把握を行いません。
レクリエーション	季節行事や趣味活動などのレクリエーションの場を提供します。
送迎	ご自宅と事業所間の送迎を行いません。

※大井拠点と飯地サテライトでは提供するサービスが異なります。詳しくは生活相談員にお尋ねください

5 提供する介護保険サービスの料金について

◇ 要介護の場合 <介護保険負担割合証の[利用者負担の割合]によって料金が変わります。>

基本料金 利用者 負担額	要介護1			要介護2			要介護3			要介護4			要介護5		
	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割
3～4時間	368円	736円	1104円	421円	842円	1263円	477円	954円	1431円	530円	1060円	1590円	585円	1170円	1755円
4～5時間	386円	772円	1158円	442円	884円	1326円	500円	1000円	1500円	557円	1114円	1671円	614円	1228円	1842円
5～6時間	567円	1134円	1701円	670円	1340円	2010円	773円	1546円	2319円	876円	1752円	2628円	979円	1958円	2937円
6～7時間	581円	1162円	1743円	686円	1372円	2058円	792円	1584円	2376円	897円	1794円	2691円	1003円	2006円	3009円
7～8時間	655円	1310円	1965円	773円	1546円	2319円	896円	1792円	2688円	1018円	2036円	3054円	1142円	2284円	3426円
加算項目				1割負担			2割負担			3割負担					
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)				22円 / 回			44円 / 回			66円 / 回					
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)				18円 / 回			36円 / 回			54円 / 回					
入浴介助加算(Ⅰ)				40円 / 回			80円 / 回			120円 / 回					
入浴介助加算(Ⅱ)				55円 / 回			110円 / 回			165円 / 回					
個別機能訓練加算(Ⅰ)イ				56円 / 回			112円 / 回			168円 / 回					
個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ				85円 / 回			170円 / 回			255円 / 回					
個別機能訓練加算(Ⅱ)				20円 / 月			40円 / 月			60円 / 月					
中重度者ケア体制加算				45円 / 回			90円 / 回			135円 / 回					
送迎が実施されない場合の減算				-47円 / 片道			-94円 / 片道			-141円 / 片道					
ADL維持等加算(Ⅰ)				30円 / 月			60円 / 月			90円 / 月					
ADL維持等加算(Ⅱ)				60円 / 月			120円 / 月			180円 / 月					
科学的介護推進体制加算				40円 / 月			80円 / 月			120円 / 月					
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)				(基本料金+加算料金) × 5.9%											
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)				介護保険対象サービス利用料金 × 1.2%											

◇ 要支援の場合 <介護保険負担割合証の[利用者負担の割合]によって料金が変わります。>

基本 料金	1ヵ月分利用料 (利用回数に関係なく一律料金です。)						
	介護度 自己負担割合 基本料金	要支援1			要支援2		
		1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担
		1,672円	3,344円	5,016円	3,428円	6,856円	10,284円
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	88円	176円	264円	176円	352円	528円
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	48円	96円	144円	96円	192円	288円
	運動器機能向上加算	225円	450円	675円	225円	450円	675円
	科学的介護推進体制加算	40円	80円	120円	40円	80円	120円
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護保険対象サービス利用料金 × 5.9%					
	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	介護保険対象サービス利用料金 × 1.2%					

6 その他の費用について

延長利用	利用時間 (8時間以上 9時間未満)	200円
	9時間以上、1時間ごとに	500円
食事	朝食 (食材料費+調理費)	1食 310円
	昼食 (食材料費+調理費)	1食 750円
	夕食 (食材料費+調理費)	1食 700円
事務手数料	内訳 (銀行手数料・保険請求手数料・通信費)	ひと月 100円
再発行手数料	領収書等の再発行を希望された場合	1件 100円
教養娯楽費	レクリエーション参加費	実費
外出行事費	外出行事に参加された場合	1回 100円
おむつ代	尿取りパット / フラット紙オムツ	1枚 50円
	テープ付紙オムツ / リハビリパンツ	1枚 100円

処置消耗品代	皮膚疾患等の処置で、ガーゼを使用した場合	1か所	100円
	包帯を使用した場合	1本	320円
	絆創膏を使用した場合	1枚	10円
創傷用テープ代	創傷の手当てに使用するドレッシング材	1か所	100円
洗濯代	衣類の洗濯・乾燥を要する場合		100円

※経管栄養食などを持参される方につきましては、食事料金は必要ありません。ですが、本人の意志で食べない場合や、予定外の都合で食事時間前に帰宅される場合は、食事料金が必要となります。
 ※教養娯楽費ではレクリエーションに要した費用を実費請求いたします。ただし、200円を超える場合は利用者またはその家族に対して同意書にて同意を得ます。

7 キャンセル料について

都合により利用を中止する場合、中止の通知時間によりキャンセル料を請求させていただきます。

当日の午前8時15分までにご連絡いただいた場合	キャンセル料は不要です
当日の午前8時15分までにご連絡がなかった場合	1日の自己負担額 100%

※利用者の状態の急変など緊急やむを得ない事情がある場合、キャンセル料は請求いたしません。

8 利用料、その他の費用の請求および支払い方法について

①利用料、その他の費用の請求	利用料、その他の費用はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。また、請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月20日までに、利用者宛てにお届けします。
②利用料、その他の費用の支払い	原則として利用月の翌月末までに下記の方法によりお支払い下さい。 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者指定口座からの自動振替(通常はこちら) ・現金支払い(口座振替手続前等やむを得ない場合)

9 連帯保証人について

連帯保証人を定めて頂きます。

連帯保証人は、利用者の過失による損害や、利用料金滞納等があった場合に備えて、本契約から生じる利用者の債務を極限額 100 万円の範囲内でご負担いただく場合があります。

10 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ・この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。
②個人情報の保護について	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者は、個人情報の保護に十分な配慮をいたしますが、利用目的の向上のため、利用者及び利用者家族の必要最小限の個人情報について、サービス担当者会議等において使用すること、また利用及び心身状況について、他の居宅介護支援事業者及び医療機関等に、適切な介護や診療を受ける為に、利用者又は利用者の家族の個人情報を提供することに同意をお願い致します。 ・事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、管理者が責任を持って管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

11 サービス提供に関する相談、苦情について

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

【当事業所相談窓口】	窓口担当 デイサービスセンター 生活相談員 ご利用時間 9:00～17:00 電話 0573-20-0533
------------	---

公的機関においても、次の機関において相談・苦情の申し出ができます。

岐阜県運営適正委員会 (岐阜県社会福祉協議会内)	受付窓口 岐阜市下奈良 2-2-1 岐阜県福祉・農業会館2階 電話番号 058-273-5136 FAX 058-273-5137
恵那市役所市民福祉部 高齢福祉課	受付窓口 恵那市長島町正家1丁目1番1号 恵那市役所 電話番号 0573-26-2111

12 緊急時の対応方法について

サービス提供中に心身状態の急変もしくは事故等による緊急の事態が発生した場合、速やかに別紙「緊急時連絡先」にご記入いただいたご連絡先に連絡すると共に、施設の所有する車もしくは救急車による緊急指定病院への搬送を行います。

13 事故発生時及び非常災害時の対策

事故発生時の対策	事業者はサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族に連絡を行なうとともに、応急処置や医療機関への搬送等の必要な措置を講じます。
損害賠償	サービスを提供する上で事業者の責に帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合には、誠意を持って対応するものとします。また、事業者が加入する「社会福祉施設賠償責任保険」なども適用させていただきます。
非常災害時の対策	別途定める消防計画書により、対応いたします。
平常時の訓練	消防計画にのっとり年2回、避難訓練を行ないます。
防災設備	誘導灯・ガス漏れ報知器・自動火災報知機・スプリンクラー設備あり (定期的に管轄消防署の立ち入り検査を受け、認定を得ています。)

14 身体拘束等を行う際の手続き

身体拘束その他利用者の行為を制限する行為は行ないません。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合にのみ、身体拘束等を行うことに対する同意書をもって対応いたします。

15 情報の開示

利用者およびその代理人が記録の閲覧、謄与を求めた場合には、原則としてこれに応じます。ただし、関係人およびその他の者に対しては、利用者又はその代理人の承諾、その他当施設が必要と認められる場合に限り、これに応じます。

16 その他

福祉サービス第三者評価の実施はありません。

17 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	----------

指定通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

事業者	所在地	岐阜県恵那市大井町神徳1002-3
	事業所名	デイサービスセンター大井シクラメン
	センター長	井上 克志
	説明者氏名	

上記内容の説明を事業者から受け、内容について同意しました。

利用者	住所	
	氏名	印

利用者 家族代表	住所	
	氏名	印 続柄